

◆認定要件◆ (1)～(10)のいずれかに当てはまること

(1)	認定審査対象者が、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けているとき。
(2)	収入審査対象者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税を受けているとき。
(3)	保護者等が、地方税法第323条に基づく市町村民税の減免を受けているとき。
(4)	保護者等が、地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免を受けているとき。
(5)	保護者等が、地方税法第367条に基づく固定資産税の減免を受けているとき。
(6)	認定審査対象者のうち当該年度4月1日において20歳以上の者が、国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条に基づく国民年金保険料の全額免除、同法第90条の2第1項に基づく国民年金保険料の4分の3免除又は同法第90条の2第2項に基づく国民年金保険料の半額免除を受けているとき。
(7)	認定審査対象者のうち世帯主が、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けているとき。
(8)	保護者等が、児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けているとき。
(9)	保護者等が、生活福祉資金による貸付けを受けているとき。
(10)	前各号に掲げるもののほか、収入額が需要額の1.3倍以下のとき。

備考 第3号から第5号まで及び第9号は、免除又は貸付けを受けている保護者等以外の収入審査対象者に収入がある者がいない場合に限る。

◆支給対象項目および支給額◆

	費目	支給額（年額）	
		小学校	中学校
(1)	学用品費等（学用品費、通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）をいう。）	第1学年 13,230円 第2学年以上 15,500円	第1学年 25,040円 第2学年以上 27,310円
(2)	校外活動費（宿泊を伴うものをいう。）	3,690円（限度額）	6,210円（限度額）
(3)	新入学児童生徒学用品費等	57,060円	63,000円
(4)	クラブ活動費（中3は半年分）	—	文化部 6,000円 運動部 21,000円
(5)	生徒会費	—	480円
(6)	PTA会費	3,000円	3,000円
(7)	修学旅行費	22,690円（限度額）	60,910円（限度額）